

社会保障研究所の概要

昭和52年度

社会保障研究所

東京都千代田区豊が岡3-2-3 (〒100)
(社会福祉会館内)
電話 03-(580) 2511

も く じ

設 立 の 趣 旨	1
設 立 お よ び こ れ ま で の 経 過	2
機 構	11
昭 和 52 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算	13
昭 和 52 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト	15
刊 行 物	19
昭 和 51 年 度 事 業 日 誌	25
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿	32
社 会 保 障 研 究 所 法	34

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入りしてみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありまして、すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する勸告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は英文の名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立およびこれまでの経過

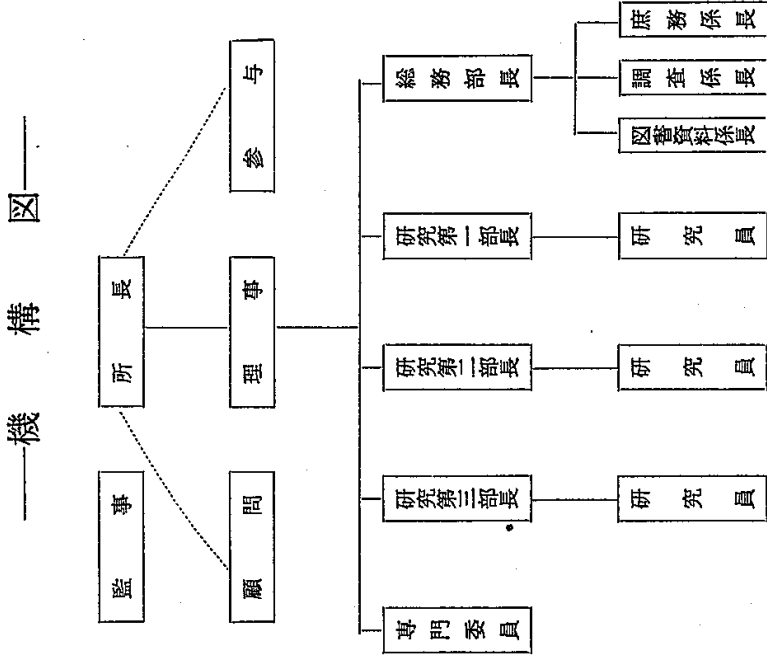
昭和39. 2. 18	社会保障研究所法案国会提出 (付託)	40. 7. 26	シンポジウム (旧第1回)「社会保障とは何ぞや」開催 (雁井沢) (7. 26~27)
6. 26	法案成立	11. 10	ISSA 文獻委員会発足
7. 7	社会保障研究所公布施行 (法律第156号)	11. 15	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本勸業銀行) (11. 15~18)
11. 24	社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大任指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	41. 2. 11	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネーティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者 蠟山政道 (帝国ホテル)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定	4. 1	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トピックス的な問題を取りあげることとなった。
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として、慶応義塾大学教授寺尾琢磨が大任指名を受けた。	5. 15	常務理事木村又雄の辞職を発令
40. 1. 11	設立登記完了により社会保障研究所成立役員として次のとおり発令	6. 2	常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令
	○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)	7. 8	第1回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22)
	○顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議会会長)	7. 18	シンポジウム (旧第2回)「社会保障の体系化」開催 (箱根) (7. 18~19)
	東畑 精一 (アジア経済研究所長)	10. 12	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
	長沼 弘毅 (厚生行政顧問)	42. 1. 11	弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
	○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授)	3. 31	昭和41年度個人研究発表会開催
	福武 直 (東京大学教授)	4. 1	研究第2部長に地主重美を発令
	館 稔 (人口問題研究所長)	4. 18	研究第1部長に小沼 正を発令
	総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備事務局書記) を発令	6. 27	昭和42年度公開研究発表会開催
1. 12	社会保障研究所開所式挙行政務開始	9. 16	所長山田雄三、政州の社会保障制度視察のため出張 (10. 16まで)
2. 1	社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)		
3. 4	社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉事業振興会常務理事) を発令		
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と政策研究を中心とした合同研究会が発足		
6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊		

42. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10.30～11.2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を發令、後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を發令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を發令	8. 15	第1回公開研究座談会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10.27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を發令	11. 24	第2回公開研究座談会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止事業団総務部長）を發令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を發令
3. 19	所長山田雄三、日米文化教育専門委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3.25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を發令	6. 2	第3回公開研究座談会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久、欧米の社会保障研究のため出張（5.24まで）	"	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究発表会開催	8. 11	第4回公開研究座談会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10.28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10.19～22）
44. 1. 10	参与 館 稔任期満了により辞任 所長 山田雄三、理事（非常勤）塩野谷九十九、 監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保険と社会サービス」（弘済会館）	2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」（弘済会館）
6. 3	昭和44年度公開研究発表会開催	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を發令

46. 6. 25	第5回公開研究会「コミュニティと社会福祉」開催	47. 10. 23	第8回社会保障研究所基礎講座開催（都道府県会館）（10. 23～26）
7. 1	総務部長に山崎 晋（前社会保険大学校教授）を退任を命ずる	48. 1. 10	所長 山田雄三、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 福武 直任期満了により辞任を命ずる（非常勤）馬場啓之助の辞任を命ずる
8. 24	研究員高橋敏士、ECAFÉ主催セミナー（パンクク）に参加（9. 10まで）		所長に馬場啓之助（一橋大学名誉教授）が大臣から発令された
9. 7	第6回公開研究会「西欧における社会保障の動向」開催		監事 寺尾琢磨再任
10. 18	第7回社会保障研究所基礎講座「社会計画と社会保障セミナー」開催（都道府県会館）（10. 18～21）	1. 25	理事 寺尾琢磨再任
11. 1	常務理事河角泰助の辞任を命ずる	2. 5	顧問に山田雄三（一橋大学名誉教授）を命ずる
11. 15	常務理事に岡本和夫（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を命ずる		第6回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「福祉政策の基本的性格」「福祉政策と雇用問題」（観が関東海俱樂部）
12. 9	顧問 今井一男再任	4. 1.	参与に平田富太郎（早稲田大学教授）を命ずる
47. 2. 7	第5回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済情勢の変化と社会保障」「医療問題の論点」（観が関東海俱樂部）	6. 6	第9回公開研究会「医療」開催
4. 3	研究第3部長三浦文夫、欧州の社会保障研究のため出張（5. 10まで）	8. 1	参与に浦田純一（前厚生省環境衛生局長）を命ずる
5. 31	理事（非常勤）塩野谷九十九、参与 馬場啓之助の辞任を命ずる	10. 29	第9回社会保障研究所基礎講座開催（都道府県会館）（10. 29～11. 1）
6. 1	理事（非常勤）に馬場啓之助、参与に塩野谷九十九を命ずる	12. 4	第10回公開研究会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催
6. 12	第7回公開研究会「年金の自動調整」開催	12. 8	顧問 今井一男任期満了により辞任
9. 1	研究第1部長小沼 正を調査役に、後任研究第1部長に保坂哲哉を命ずる	49. 2. 5	第7回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「インフレと福祉政策」「最低賃金と最低生活保障」（観が関東海俱樂部）
9. 22	第8回公開研究会「生活保護の動向」開催	6. 1	参与 塩野谷九十九再任
9. 30	所長 山田雄三、ISSA 常任委員会（ジュネーブ）	6. 3	総務部長山崎 晋の辞任を命ずる
		6. 11	総務部長に田川 明（前厚生省社会局生活課長）

49. 6. 17	を発令 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催	50. 7. 31	会福祉」(7.24まで、麹町会館)
8. 30	研究員大本圭野, 社会保障制度研究のためイギリスほかに出張 (50.1.6まで)	8. 12	参与浦田純一任期満了により辞任 総務部長田川 明の辞職を発令, 後任の総務部長に高橋三男 (前厚生省児童家庭局児童手当課長) を発令
11. 5	第10回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.5~8)	9. 6	研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出張 (12.7まで)
11. 26	第12回公開研究会「生活調査における家族周期的アプローチ」開催	9. 14	研究員小林良二, プリティッシュ・カウンスルの研究奨学生としてイギリスに出張 (51.9.13まで)
50. 1. 25	顧問 山田雄三再任	10. 24	第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開催
2. 10	第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方—(日本都市センター)	11. 1	常務理事岡本和夫の辞職を発令, 後任の常務理事に岸野駿太 (元社会保障大学校長) を発令
2. 17	第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」社会保障と社会福祉—社会福祉の法的課題—(福岡市民会館)	11. 11	第11回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.14まで)
2. 28	研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究所研究視察団員としてスウェーデンほかに出張 (3.15まで)	51. 2. 9	第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「減速経済下の完全雇用政策」減速経済下の所得保障「減速経済下の社会福祉」(健保会館)
3. 31	調査役小沼 正の辞職を発令	5. 31	参与塩野谷九十九任期満了により辞任
4. 1	参与 平田富太郎再任	6. 1	参与に伊部英男 (厚生年金基金連合会理事長) を発令
6. 17	第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開催	6. 7	第15回公開研究会「社会的支出と所得再分配」開催
7. 22	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」「社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障)」「人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)」「経済社会の変化と社会福祉の役割」「地域社会と社	9. 28	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保障費用と個人貯蓄」「社会保障における費用負担の社会的意義」「社会福祉における受益者負担」「地方行政と社会福祉」(9.29まで、健保会館)

機 構



- 51. 11. 9 第12回社会保障研究所基礎講座開催 (11. 12まで、全日通労働会館)
- 12. 10 研究員大本圭野, 日本中国友好協会主催による中国の社会福祉制度, 教育・生活行政視察のため出張 (12. 25まで)
- 12. 14 第16回公開研究会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催
- 52. 1. 6 研究員 山崎泰彦, 社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド, オーストラリアに出張 (8. 28まで)
- 1. 10 所長 馬場啓之助, 監事 寺尾琢磨, 理事 福武直再任
- 1. 25 顧問 山田雄三再任
- 2. 8 第11回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「日本的な福祉社会」(社会福祉の日本の形態)(健保会館)

昭和52年度事業計画および予算

役員等

所長, 理事, 監事 本研究所の役員は, 所長, 理事および監事である。所長および監事は, 厚生大臣が任命し, 理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し, 所長に意見を述べる。顧問は, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する事項を審議し, 所長に意見を述べる。参与は, 学識経験を有する者のうちから, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は, 所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し, または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学, 社会学, 社会政策等の専門学者として, 社会保障に関する制度, 経済, 社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務, 人事, 会計, 会議, 出版編集庶務等の事務を処理するとともに, 図書資料の管理事務を行なう。

職員

○昭和52年度事業計画

社会保障研究所は, 社会保障研究法に規定する目的を達成するため, 昭和52年度事業として次の事業を行うが, 研究事業費21,330千円及び受託業務費665千円を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

「昭和52年度研究プロジェクト」のとおり。

II 社会保障に関する情報および資料の収集

1. 国内および海外における社会保障に関する文献, 図書および資料等の収集。

2. 海外における図書, 資料の紹介および情報の交換, 国連等を中心とする海外の図書, 資料の翻訳, 紹介を行うほか, ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1. 『季刊社会保障研究』の発行

2. 『海外社会保障情報』の発行

3. 研究叢書, 翻訳叢書, 所報等の発行

4. 基礎講座, シンポジウム等の開催

5. その他成果の普及に必要な事業

IV 受託業務

昭和52年度研究プロジェクト

○昭和52年度収入支出予算 (単位：千円)

支 出	予 算 額		区 分	予 算 額	
	支 出	予 算 額		区 分	予 算 額
研究 所 運 営 費	173,213	173,213	政 府 補 助 金	172,762	
管 理 事 件 費	151,883	151,883	政 府 補 助 金	172,762	
(人 員 給 付 費)	127,943	127,943	受 託 業 務 収 入	665	
役 員 給 付 費	111,210	111,210	受 託 業 務 収 入	665	
非 常 勤 給 付 費	888	888	雑 収	451	
法 定 福 利 分 担 金	9,337	9,337	保 険 料 被 保 険 者 負 担 金	451	
退 職 手 当 引 当 金 繰 入	1,596	1,596			
管 理 予 備 費	4,912	4,912			
(管 理 事 務 給 付 費)	23,807	23,807			
参 事 等 給 付 費	880	880			
非 常 勤 職 員 手 当 費	1,891	1,891			
所 費	21,036	21,036			
(交 際 費)	133	133			
交 際 費	133	133			
研 究 業 費	21,330	21,330			
(研 究 業 費)	21,330	21,330			
研 究 業 費	4,587	4,587			
研 究 業 費	1,370	1,370			
研 究 業 費	924	924			
研 究 業 費	8,064	8,064			
研 究 業 費	1,910	1,910			
研 究 業 費	1,287	1,287			
研 究 業 費	3,188	3,188			
研 究 業 費	665	665			
研 究 業 費	665	665			
計	173,878	173,878	計	173,878	

プロジェクトの基調
 基調テーマとして、「福祉社会成立の基本的要件に関する研究」を掲げる。昨今、福祉社会の建設が時代の課題として提唱されている。ところで、日本の経済・社会はどのような要件をそなえたとき福祉社会たる内実を整えることができるか、福祉社会の日本の形態はどのような形をとるか、経済の成長の減速化はこれとどのような絡み合うかなどについて、以下の諸研究会はこの基調的な課題をそれぞれの視点から究明していくことを意図している。

経済分析研究会

1 社会保障と国民貯蓄の相関関係に関する理論的・実証的研究

社会保障への需要が増大するとともに、その費用調達が必要となる深刻な問題になっている。とくにわが国のように個人の生活安定を個人貯蓄に求める傾向の強いところでは、前者の代替性が強く、したがって社会保障の拡大によって、個人貯蓄も直接・間接の影響をまぬがれない。これがまた経済活動水準にも支配的な影響をもつであろう。

本研究では、ライフサイクルパターンの変容過程における社会保障費の増大と個人貯蓄との関係を、ミクロならびにマクロの両側面から理論的・実証的に解明し、あわせて費用調達方法と個人貯蓄との関連を新しい視点から検討する。

2 社会サービスの経済分析——とくに医療を中心として——
 社会サービスの拡大は、第2次大戦後の最も顕著な変化の1つである。これは第1に新しい社会サービスの登場によるものであり、また第2に私的サービスの社会サービスへの移行によるものである。

本研究では、個人の消費するサービスを、その提供源泉に則して国・地方自治体、企業、個人に分割し、それぞれの相對比率の変化を國際比較の観点から検討しようというものであり、本年はとくに医療費を中心に最近10年間ぐらゐの変動傾向を明らかにする。

統計調査研究会

- 1 社会保障水準の研究
社会保障水準と生活水準の關係を研究する。
本年度は、昨年度にひきつづき、生活保護率の地域別、年次別變動要因の分析を行うほかに、所得分布の地域比較を行う。また、社会保障における行政不服審判制度の現状と問題点に関する研究に着手する。

2 家族周期段階別にみた生活実態の研究

昨年度にひきつづき、これまでに実施してきた一連の掛川調査（昭和43年児童養育費調査、昭和45年高齢者世帯生活調査、昭和48年中高年齢者生活総合調査）の結果を総合的に整理することを行う。
本年度は、とくに中高年齢者と高齢者の生活歴、家計、健康等に関する生活実態を世代間扶養の観点からとりまとめらる。

社会分析研究会

- 1 ソーシャル・アドミニストレーションの観点からみた社会保障政策の諸問題
ソーシャル・アドミニストレーション（社会行政または社会福祉管理）の理論は、社会保障政策およびその運営管理を考へる上できわめて示唆的である。このため本研究会では、この理論の形成および展開について研究を行うと同時に、こ

の研究の視角から、わが国の社会福祉の当面する政策課題の検討を行ってきた。そして昭和51年度は社会福祉における国と地方公共団体の役割分担の再検討のための調査を行ってきたが、昭和52年度は、この調査を取りまとめるとともに、さらに財政の見地からこの課題の解明に努める。

2 社会福祉の供給組織と地域福祉に関する研究

昭和51年度は、地域福祉を進める上で、とくに重視しなければならぬ在宅サービスの供給組織の在り方に焦点をあて、いくつかの地域において調査を行ってきたが、昭和52年度は、この調査をまとめ、理論化をはかるとともに、さらに在宅サービスの効果的に展開するための社会組織の在り方を研究する。

經濟・社会研究会

福祉社会に関する研究諸文献の研究

福祉社会の基本問題の解明に役立つと思われる研究論文を、代表的な經濟学・社会学などの学術誌のなかから選んで、これらについて検討を加えていき、基調テーマの究明を促進するようになりたい。

制度研究会

社会保障の制度構造と組織に関する國際比較研究

——とくに医療保障について

昨年度は、従来進めてきた社会保障の比較研究の重点を医療保障の領域に移し、とりわけ先進諸国における最近の問題点とその解決をめざす疾病保険改革、医療制度改革の動きを明らかにすることに努めた。

本年度は、この研究をさらに進めるとともに、とくに医療保

障に参加する各種専門団体や人口グループの組織、これら諸グループ間の利害調整メカニズムについて解明し、医療保障発展のための制度・組織構造のあり方を探求する。対象には先進国のほか、発展途上国も取り上げる。

政策研究会

社会保障の各分野におけるトピックスをとりあげて、報告や討論を行う。また、前年度と同様に、政策判断の根拠などについて、とくに効果と財源の諸問題に対する検討も配慮し、社会計画に利用できる資料の整備を行う。

機 関 誌

『季刊社会保障研究』
この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとありあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 13, No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 38~No. 41) 刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行っている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
- 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』 (谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』 (地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
- 7 ベヴェリッジ報告『社会保障および関連サービス』 (山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保

研究叢書

- 9 R. M. テイトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用』(1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度』(1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書(中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
- 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)

未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説『社会計画の方法論に関する基礎問題』
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」

所内研究資料

- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
 - No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
 - No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
 - No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- *
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
 - No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
 - No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
 - No. 6604 文献解説「生活水準指数」
 - No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
 - No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- *
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
 - No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」
 - No. 6703 個人報告「山田渡辺報告」
 - No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
 - No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案

の内容について—

*

- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開 (1959~1963) —アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみられた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、フアウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉、社会保障関係目録 (論文の部)—社会福祉を中心に (1960~1970)—」
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメント

の内容測定」

- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- No. 7401 翻訳「イタリヤの労災補償」
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
- No. 7601 翻訳「イタリヤ経済・労働 国民審議会『社会保障改革に関する報告と提案』1963」

単行本

- 1 「戦後の社会保障 (本論)」
- 2 「戦後の社会保障 (資料)」
- 3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)
- 4 「日本社会保障資料II」

昭和51年度事業日誌

1 「社会保障の潮流——その人と業績——」

1 図書目録 (1966年, 1968年, 1971年, 1973年, 1977年)

2 *Social Security in Japan* (1967)

3 社会保障問題シンポジウム議事録 (昭和51年3月)

昭和51. 4. 15

経済分析研究会 (第1回) 報告内容「国民生活実態調査 (昭和49年度) 結果について」報告者: 国立公衆衛生院社会保障室長 前田信雄

"

経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「ミュルダールの経験科学的政策論について」報告者: 顧問 山田雄三

"

定例役員会開催 (第117回)

4. 27

統計調査研究会 (第1回) 報告内容「掛川中老年人的収入と支出」報告者: 主任研究員 曾原利尚

"

政策研究会 (第1回) 報告内容「年金制度の改正について」報告者: 専門委員 小山路男

5. 11

ISSA 文獻委員会開催
制度研究会 (第1回) 報告内容「フランスにおける社会保障の動向」報告者: 名古屋市立大学助教授 上村政彦

"

海外社会保障情報編集委員会開催
社会分析研究会 (第1回) 報告内容「地域福祉意識」報告者: 研究員 高橋敏士

5. 18

専門委員会開催 議題(1) 韓国経済の近況 報告者: 専門委員 江見康一 (2) 『季刊社会保障研究 Vol. 11, No. 3 及び No. 4』について (3) その他

5. 24

統計調査研究会 (第2回) 報告内容「低所得層の消費支出水準について」報告者: 研究員 岸 功

5. 25

経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「福祉見直し論の見直し」報告者: 研究員 高橋敏士

"

定例役員会開催 (第118回)

5. 31

参与 塩野谷九十九任期满了により辞任を発令

6. 1

参与に伊部英男 (厚生年金基金連合会理事長) を

社会保障選書

その他

51. 6. 3	発令 経済分析研究会 (第2回) 報告内容「社会保障と世帯規模」報告者: 成蹊大学助教授 深谷昌弘 第15回公開研究会 テーマ「社会的支出と所得分配」レポート: 厚生省保険局調査課長補佐 川上友康, 研究員 城戸喜子, コメント: 国立公衆衛生院衛生行政学部社会保障室長 前田信雄, 東北学院大学教授 桜井 弘, 司会: 一橋大学教授・専門委員 江見康一	51. 7. 22	定例役員会開催 (第120回) 統計調査研究会 (第4回) 報告内容「ライフサイクルと住居水準」報告者: 建設省建築研究所 三宅 醇
6. 7		9. 19	定例役員会開催 (第121回)
6. 17	制度研究会 (第2回) 報告内容「世界各国の医療保障について」報告者: 研究員 山崎泰彦 社会分析研究会 (第2回) 報告内容「母子寮の問題」報告者: 東京女子大学教授 副田義也 統計調査研究会 (第3回) 報告内容「高齢者の家計調査結果について」報告者: 埼玉大学助教授 暁 峻敬子	9. 28~29 9. 30	専門委員会開催 議題(1)「アメリカにおける社会福祉教育について」報告者: 理事 福武 直, 研究第三部長 三浦文夫 (2)「季刊社会保障研究」第12巻第1号について (3)その他 社会保障問題シンポジウム開催 (健保会館) 経済分析研究会 (第4回) 報告内容「年金の経済学」報告者: 経済企画庁総合計画局 徳永芳郎 政策研究会 (第3回) 報告内容「社会福祉行政の新しい方向」報告者: 厚生省社会局庶務課長 北村 和男
6. 22		10. 5	
6. 29		“	
7. 6	経済分析研究会 (第3回) 報告内容「社会保障の財源調達」報告者: 武蔵大学講師 高山憲之 経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「P. ドラッグー“Pension Fund Socialism”」報告者: 研究員 城戸喜子	10. 12	『海外社会保障情報 No. 36』編集委員会開催 統計調査研究会 (第5回) 報告内容「老夫婦世帯の家計について」報告者: 専門委員 小沼 正 制度研究会 (第4回) 報告内容「イギリス国民保健サービスの最近の動き」報告者: 健康保険組合連合会 一圓光弥
7. 13		“	
“	制度研究会 (第3回) 報告内容「労資関係と社会保障」報告者: 専門委員 藤澤益夫 社会分析研究会 (第3回) 報告内容「社会福祉における貸付制度の課題」報告者: 研究第三部長 三浦文夫	10. 19	社会分析研究会 (第4回) 報告内容「イギリスにおける国民保健サービスの組織について」報告者: 立正大学教授 三友雅夫
7. 20		10. 21	経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「Edward Shils の“マクロ社会学”について」報告者: 研究員 三重野 卓
“	政策研究会 (第2回) 報告内容「経済計画と社会保障」報告者: 経済企画庁計画官 朝本信明	10. 28	定例役員会開催 (第122回)

51. 11. 2	統計調査研究会 (第6回) 報告内容「地域および性・年齢階級別にみた生活保護率の推移」報告者：主任研究員 曾原利満	51. 12. 14	公開研究座談会開催 (第16回) テーマ「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」レポート：研究第一部長 保坂哲哉、コメント：健康保険組合連合会社会保険研究室長 石本忠義、レポート：亜細亜大学 藤井良治、コメント：名古屋市立大学助教授 上村政彦、司会：慶応義塾大学教授・専門委員 藤澤益夫
11. 9~12	第12回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館)		
11. 16	政策研究会 (第5回) 報告内容「最近の年金事情について」報告者：厚生省年金局数理解課 田村正雄	12. 15	中国社会保険学会 柯木興氏訪所、所長と懇談
11. 18	制度研究会 (第5回) 報告内容「幕藩期貧民対策の展開」報告者：専門委員 藤澤益夫	12. 21	政策研究会 (第6回) 報告内容「雇用保険の現状と問題点」報告者：労働省職業安定局雇用保険課長 北村孝生
11. 25	経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「福祉政策の“Harmonization”について」報告者：研究員 都村敦子	12. 23	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「スウェーデン社会福祉政策の目標と手段——1974年の社会報告から——」報告者：研究員 城戸書子
11. 26	韓国保健社会部福祉年金局書記官 金局熾氏訪所、所長と懇談		研究員山崎泰彦、社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド、オーストラリアに出張 (3. 28まで)
11. 30	統計調査研究会 (第7回) 報告内容「社会変動下における地方小都市家族の生活歴」報告者：慶応義塾大学 宇野正道	52. 1. 6	所長 馬場啓之助、監事 寺尾琢磨、理事 福武直再任
”	社会分析研究会 (第5回) 報告内容「在宅障害老人の福祉ニード」報告者：東京都老人総合研究所 冷水 豊	1. 10	専門委員会開催 (健保会館)
12. 6	合同役員会開催 (第123回) 議題「(1)事業の実施状況について (2)昭和52年度事業計画 (3)その他	1:17	統計調査研究会 (第8回) 報告内容「中高年世帯の食料費の分析」報告者：お茶の水女子大学 横田 京
12. 7	経済分析研究会 (第5回) 報告内容「社会保障と個人貯蓄」報告者：成蹊大学講師 深谷昌弘	1. 18	Netherlands Scientific Council for Government Policy of Dr. J. Kremers と Drs. M. C. E. von Gendt 来所、所長、三浦部長、高橋研究員ほかと懇談
12. 10	研究員大本圭野、日本中国友好協会主催による、中国の社会福祉制度、教育・生活行政視察旅行に出発 (12月25日まで)	1. 19	顧問 山田雄三再任
		1. 25	

52. 1. 25	経済分析研究会 (第6回) 報告内容「家計の家族周期的分析」報告者：国民生活センター調査役補佐 岡田政子	52. 2. 24	室計画官 小池淳夫 経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「新しい中国の生活と社会政策」報告者：理事 福武 直, 研究員 大本圭野
1. 27	定例役員会開催 (第124回)	"	定例役員会開催 (第125回)
2. 1	社会分析研究会 (第6回) 報告内容「老人ホームにおける処遇について」報告者：東京都老人総合研究所 小笠原祐次	3. 15	社会分析研究会 (第7回) 報告内容「アメリカのナーシング・ホーム」報告者：国立公衆衛生院 前田信雄
2. 3	経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「ロブソンの福祉社会論について」報告者：研究員 高橋敏士	3. 17	経済分析研究会 (第8回) 報告内容「日本の医療費をめぐる諸問題」報告者：WHO フェロウ Dr. J. Broida
2. 8	第11回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ(1)「日本的な福祉社会」レポート：社会保障研究所長 馬場啓之助, コメント：慶応義塾大学教授 藤澤益夫, コメント：法政大学助教授 稻上 毅, 司会：一橋大学名誉教授 山田雄三, テーマ(2)「社会福祉の日本的形態」レポート：厚生年金基金連合会理事長 伊部英男, レポート：同志社大学教授 嶋田啓一郎, コメント：研究第3部長 三浦文夫, コメント：日本社会事業大学学長 仲村優一, 司会：東京大学教授 福武 直 (健保会館)	"	経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「総合社会政策について」報告者：所長 馬場啓之助
2. 15	政策研究会 (第7回) 報告内容「昭和62年度厚生省予算について」報告者：厚生省大臣官房会計課長 持永和見	"	定例役員会 (第126回)
"	『海外社会保障情報 No. 37』編集委員会開催	3. 22	政策研究会 (第8回) 報告内容「健康保険の当面する諸問題」報告者：専門委員 小山路男
2. 17	統計調査研究会 (第9回) 報告内容「中高年者の不定愁訴と健康」報告者：国際基督教大学講師 前田正久	3. 31	経済・社会研究会 (第10回) 報告内容「福祉“政策”のダイナミックス」報告者：研究員 岸 功
2. 24	経済分析研究会 (第7回) 報告内容「社会保障の再分配調査について」報告者：厚生省大臣官房企画		

役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和52年4月1日現在>

★ 役員

所長 馬場啓之助
 理事 岸野太直
 理事(非常勤) 福武直磨
 監事(非常勤) 寺尾琢磨
 慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

顧問 山田雄三
 参与 平田富一郎
 参与 伊部英男
 一橋大学名誉教授
 早稻田大学教授
 厚生年金基金連合会理事長

★ 職員 (主任研究員以上)

研究第1部長	保坂	哉美	夫久	満男	東京大学教授
研究第2部長	地三	重文	長利	三三	一橋大学教授
研究第3部長	平曾	石原	橋		慶応義塾大学教授
主任研究員	井見	和康	一	路	駒沢大学教授
"	江大	康一			上智大学教授
総務部長	小高	正男	武美	己	北九州大学教授
専門委員(非常勤)	青江	和康	一	路	慶応義塾大学教授
"	小高	正男	武美	己	国立公衆衛生院
"	小高	正男	武美	己	衛生行政学部長
"	中橋	正正	益治	清正	慶応義塾大学教授
"	藤松	益治	清正		東京大学助教授
"	森安	岡川			東京教育大学教授
"		川			慶応義塾大学教授

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
昭和45年6月1日法律第111号

第1章	総則	(第1条—第7条)
第2章	役員等	(第8条—第16条)
第3章	業務	(第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	(第19条—第26条)
第5章	監督	(第27条・第28条)
第6章	雑則	(第29条・第30条)
第7章	罰則	(第31条—第35条)
附則		

第1章 総則

(目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行い、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。
(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
(登記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
い。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の内命)

第11条 所長及び理事の内命は、4年とし、監事の内命は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員の内命)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(役員の内命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、第20条〔予算等の認可〕は第23条第1項〔一時借入金金の認可〕の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算時の認可〕の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わ

いろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(1)の2 第4条第3項〔定款の変更の届出〕の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項〔登記〕の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

(3) 第17条第1項〔業務〕に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(4) 第24条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第27条第2項〔監督命令〕の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条〔名称の使用制限〕の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項〔研究所の設立〕の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保険研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条〔名称の使用制限〕の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条〔事業年度〕の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)